

働き方改革推進会議設置要綱

(目的)

第1条 教員の職務は、子どもの成長に大きく関わることから、その使命感や誇り、熱意をもって行うものであり、各々の自発性、創造性に基づく勤務が期待されている。一方、学習指導・生徒指導等学校の抱える課題が複雑化・多様化し、教員に集中する中、従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校業務のあり方では質の高い学校教育を維持発展させることが困難となっている。教職員が誇りや情熱を失うことなく、その使命と職責を遂行し、健康で充実して働き続けることができるよう、学校現場における働き方を変えていくための課題や方策について議論するために働き方改革推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(委員構成)

第2条 推進会議は、学識経験を有する者、学校教育関係者、保護者、社会教育関係者、民間企業に所属する者10人以内の委員で構成する。

(委員の役割)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 学校現場の働き方改革の方策の検討に関すること
- (2) その他学校現場の働き方改革に関して、必要と認められる事項に関すること

(会議)

第4条 推進会議の会議は、教育長が召集する。

- 2 教育長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議は原則公開とする。公開にあたり必要な事項は別に定める。

(設置期間)

第5条 推進会議の設置期間は、平成29年5月25日から平成30年3月31日までとする。

(雑則)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。